付議第2号

高知県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用 等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報の利 用及び提供に関する条例の一部を改正する条例議案に係る意見聴 取に関する議案

令和2年6月高知県議会定例会提出予定の別紙議案に係る地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第29条の規定に基づく高知県知事からの意見聴取に対し、適当であると認めることについて、議決を求めます。

高知県教育委員会事務委任等規則(平成4年教育委員会規則第1号)

第2条 教育委員会は、次に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

(5) 教育予算その他議会の議決を経るべき事件の議案について意見を述べること。

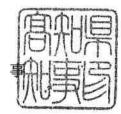




2 高政企第 80 号 令和2年6月11日

高知県教育長職務代理者 様

高知県知



令和2年6月高知県議会定例会に提出予定の議案に関する 意見について

令和2年6月高知県議会定例会に提出予定の下記の議案について、地方教育 行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき意見を求めます。

記

- 1 高知県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例の一部を改正する条例議案
- 2 令和2年度高知県一般会計補正予算(所管分)

第 号

高知県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例の一部を改正する条例議案

高知県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和2年6月 日提出

高知県知事 濵田 省司

高知県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例の一部を改正する条例

高知県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づ く個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例(平成27年高知県条例 第69号)の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「(9)の2の項」を「(9)の4の項」に改める。

別表第1の(6)の項中「高等学校等」を「高等学校等(県外の高等学校等を含む。)」に改め、同表(7)の項中「高等学校等を」を「高等学校等(県外の高等学校等を含む。)を」に改め、同表(8)の項中「経済的理由から授業料の納付が困難となった」を削り、「対する授業料減免措置」を「対して授業料等減免措置」に改め、同表中

低所得世帯に属するものに対する教育に係る経済的負担の	(9)02	知事	県が実施する私立の小中学校等に在学する児童生徒であって
\A)=== 1-2 # ED= K 2 14 ED A 6 = 1/1)= ED 1-2 = 2K - 2 A			低所得世帯に属するものに対する教育に係る経済的負担の軽
減に要する質用に係る補助金の父付に関する事務であって			減に要する費用に係る補助金の交付に関する事務であって規
則で定めるもの			則で定めるもの

を

(9)の2 知事 県が実施する私立の高等学校等の専攻科に在学する生徒であって低所得世帯に属するものに対する授業料に係る支援金の

	支給に関する事務であって規則で定めるもの
(9)の3 知事	県が実施する私立の高等学校等(県外の高等学校等を含む。)の専攻科に在学する生徒であって低所得世帯に属するものに対する奨学のための給付金の支給に関する事務であって規則で定めるもの
(9)の4 知事	県が実施する私立の小中学校等に在学する児童生徒であって 低所得世帯に属するものに対する教育に係る経済的負担の軽 減に要する費用に係る補助金の交付に関する事務であって規 則で定めるもの

に改め、同表(15)の項中「国公立の高等学校等」を「県立高等学校又は国公立の高等学校等(県外の高等学校等を含む。)」に改め、同表(16)の項中「高等学校等を」を「高等学校等(県外の高等学校等を含む。)を」に、「再び」を「再び県立高等学校又は」に改め、同表中

Г.			
ı			
	(18)	教育委員会	県が実施する県立高等学校に在学する生徒であって高等学校
			等就学支援金が支給されないものに対する県立高等学校の授
			業料又は受講料に相当する額の支援金の支給に関する事務で
			あって規則で定めるもの

を

Г			
I	(18) 耄	放育委員会	県が実施する県立高等学校に在学する生徒であって高等学校 等就学支援金が支給されないものに対する県立高等学校の授 業料又は受講料に相当する額の支援金の支給に関する事務で あって規則で定めるもの
	(18)の2	2 教育委 員会	県が実施する県立高等学校又は公立の高等学校の専攻科に在 学する生徒であって低所得世帯に属するものに対する授業料 に係る支援金の支給に関する事務であって規則で定めるもの
	(18)の3	3 教育委 員会	県が実施する県立高等学校又は国公立の高等学校等(県外の高等学校等を含む。)の専攻科に在学する生徒であって低所得世帯に属するものに対する奨学のための給付金の支給に関

する事務であって規則で定めるもの

に改める。

附則

この条例は、規則で定める日から施行する。

参考資料1

高知県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する 法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条 例の一部を改正する条例議案説明

この条例は、県民の利便の増進、行政事務の効率化等を図るため、国の個人情報保護委員会が定めている情報連携の対象となる独自利用事務の事例となっている事務のうち、県の機関において個人番号及び特定個人情報を利用することとする事務の追加等をしようとするものである。

Ш 辫

摧

导 の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定 めの権 る特定の個人を識別するた (抜粋) 報の利用及び提供に関する条例 高知県行政手続におけ 人情

| (海

定個 讯 号及 4 李 ю , 以下 行政手続における特定の個人を識別す 特定個人情報の利用並びに法第19条第10号の規定に基づく 画 (平成25年法律第27号。 3項の規定に基づく *K*0 4 ç € 10 定め、 し必要な事項を 項及び第 に関する法律 α 紙 この条例は、 9条 人情報の提供に関 の番号の利用等 紙 紙

3

<u>河</u>

Z N 語の意義は、 Щ **1**0 次の各号に掲げ ю° 4 IJ 2 IJ この条例において、 رک *1*0 ぞれ当該各号に定め 2 然 紙

Š 77 個人情報の 10 ぼず、 に規 3頃(のをいう 紙 * $^{\circ}$ 紙 J) 浜 関が保有する 人情報 画 の機同

业

- 5項に規定する個人番号をいう 2 条第 法第 個人番号 $\stackrel{\circ}{\sim}$
- \mathbb{H} 包 無 **10** 7条第13号に規定す をその内容に ŕ 該個 ふもっ 川 (個人番号に対応し、 記号その他の符号 $\overline{}$ ಏ 紙 以下同 (昭和42年法律第81号) 含む。 亭 個人番号 ド以外のものを 号に代わって用いられる番 む個人情報をいう。 特定個人情報 民基本台帳法 住民票コー (3)
- 2条第12項に規定する個人 法第 人番号利用事務実施者 をこう 事務実施者 利用 画 (4) 梅

表

铝

衣

Ш

豆 に称り ための番 無びに 人を識別する 個人番号の利用 る条例 る特定の個、 人情報の利用及び提供に関す の利用等に関する法律に基づく におけ 県行政手続! 和 咂 画

]II 型

B

号及び るため 特定個 河 行政手続における特定の個人を識別す 3項の規定に基づく個人番 1 $\vec{\sim}$ 特定個人情報の利用並びに法第19条第10号の規定に基づ (平成25年法律第27号。 10 かか 60 必要な事項を定める 2 項及び第 の番号の利用等に関する法律 9条第2 ر この条例は、 人情報の提供に関 紙 という。) 朱 紙

定義)

- そだ 義は、 (2) 用語(10 号に掲げ 10 次の各点 4 73 IJ この条例において、 رکہ 10 ぞれ当該各号に定め * α 紙
- 业 Š 77 報の 個人情 10 に規定す 3 垣(るものをいう 無 法第 関が保有す 個人情報 の機 (1)
- 2条第5項に規定する個人番号をいう 法第 個人番号 $\stackrel{\circ}{\sim}$
- \mathbb{H} 3 徊 その内容に to 該個 定 7条第13号に規 記号その他の符号であっ 沠 (個人番号に対応し、 ₩ ث 以下回 紙 (昭和42年法律第81号) ド以外のものを含む。 に代わって用いられる番号、 人番号 画 特定個人情報 む個人情報をいう 民基本台帳法 住民票コー (3)
- 2条第12項に規定する個人 紙 浜 种 個人番号利用事務実施 番号利用事務実施者をいう (4)

- 条第14項に規定す \mathcal{O} 紙 班 ムをいう 4 システ 1 K 1 ۲,,] 1 7] \triangleright > __ 報提供ネ > 報提供ネ $\stackrel{\frown}{2}$ **1**
- 2 6 $^{\circ}$ 郶 Ω B におい ! 継 紙 *1*64 脳 紙 徽 艦 高知県公営企 * ⟨F Br ス ば ス 県 警 α က 徥 رک 紙 IJ 紙 若しくはこれらに置かれる機関 (法律及び法律に基づ 10 置かれる公営企業局若しくは高知 (昭和41年高知県条例第48号) 第67号 より独立に権限を行使す (昭和22年法律 置される高知県の執行機関 関の職員であって法令 地方自治法 くは条例等に 条例 含む。 られたものをいう 2 に基づいて設 10 の規定によ f 県の機関 に騒が 若し *1*H ※ 卡 √° ° ° (警》 (9)丰 严 設
- * 닏 紙 2 項 S (昭和27年法律第292号) 4条第5項及び第 (地方自治法第138条の4第 紙 10条に規定する企業管理規程を含む。 び地方公営企業法 をいう。 条例及び規則 2頃において同 及 定する規程 例等 $^{\otimes}$ () 紙
- (個人番号及び特定個人情報の利用の範囲)
- 第4条 法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1の第1欄 に掲げる県の機関が行う同表の第2欄に掲げる事務及び法別表第 2の第2欄に掲げる事務のうち県の機関が行うものとする。
- 鰲 画 \mathcal{Q} \mathcal{N}_0 Ł 前項の別表第1(6)の項か で及び(15)の項から(19)の項までに掲げる県の (規則で定め される個人の _ 号を記載した書面の提出その他の他人の個人番号を利用 当該県の機関以外の者 ىل 該事務の処理に関して必要、 3項の規定により、 10 がるる については、 川 ىك IJ 9)の4の頃ま 10 に限る。)に 条網 う事務 務を行わせ 6 が行 紙 李 黑 艸 # \mathcal{O}
- 3 別表第2の第1欄に掲げる県の機関は、当該県の機関が行う同

- p 第14項に規 ** α 法第 をいう。 4 4 1 シス 1 K . 7 4] 1 1 \square __ 7 > __ 情報提供ネ > 報提供ネ (2)**1**
- かい 本部 にたら 0 α S 高知県公営企業 紙 脳 警察了 命令 朱 ₩ せ \mathfrak{C} رلہ 紙 紙 \bowtie IJ 账 噩 10 (法律及び法律に基づ 置かれる公営企業局若しくは高知 争 (昭和41年高知県条例第48号) これのに置かれる機 行使す (昭和22年法律第67 に基づいて設置される高知県の執行機関、 若しくは条例等により独立に権限を にへば の機関の職員であって法令 沿法 <u>Ш</u> 拼 地方 等に関する条例 ものをいう 署を含む。 の規定により 県の機関 られた 〇 ~ ° € 鮰 (9)誤 严
- N 朱 紙 (地方自治法第138条の4第2項) Ŋ (昭和27年法律第292号) 5項及び第 4 条第 紙 o Lo 企業法 10条に規定する企業管理規程を含 をいう 条例及び規則 規定する規程及び地方公営 2項において同じ。 条例等 (2) 紙
- 個人番号及び特定個人情報の利用の範囲)
- 第4条 法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1の第1欄 に掲げる県の機関が行う同表の第2欄に掲げる事務及び法別表第 2の第2欄に掲げる事務のうち県の機関が行うものとする。
- 2の項まで及び(15)の項から(19)の項までに掲げる県の機 前項の別表第1(6)の項から 3 ふぼめ Щ なだる街、 $\overline{\mathbb{R}}$ 副 *1*H (規) 亭 が乗り ىر 当該県の機関以外の者 て必要 記載した書面の提出その他の他人の個 該事務の処理に関し 3項の規定により、 **1** ないな う事務については、 洲 عل IJ る。) に、 務を行わせる 紙 9条 *W* 举步 に限、 関が行 紙 $\Theta(6)$ 浜 异 \prec # $^{\circ}$
- 3 別表第2の第1欄に掲げる県の機関は、当該県の機関が行う同

同表の でな 李 自らが保有するものを利用 \triangleright 情報提供ネット クシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該 2 の限 表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、 IJ る場合は、 法の規定により、 とがえる 欄に掲げる特定個人情報であって IJ ただし、 受ける 定個人情報の提供を ことができる。 က **1**0 紙

4欄に 入请 県の 情報提供ネットワークシス IJ 法別表第2の第2欄に掲げる事務のうち当該 掲げる特定個人情報であって自らが保有するものを利用する ムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個、 同表の第 この限りでない。 機関が行うものを処理するために必要な限度で、 る場合は、 法の規定により、 報の提供を受けることができ ただし、 県の機関は、 ができる。 1

رک

前2項の規定に基づき特定個人情報の利用があった場合におい 辑 410 規則その他の規程の規定により当該特定個人情 رلـ と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられている ものとみなす 当該書面の提出があった 他の条例、 ź Ŋ

関係) ** 4) 別表第

1 1	1	県の機関	選	2 事務
(1	\sim (]	$(1) \sim (5)$	器	略
9)	(9)	知事		県が実施する私立の高等学校等(県外の高等
				学校等を含む。)に在学する高校生等の保護
				者等に対する奨学のための給付金の支給に関
				する事務であって規則で定めるもの
2)	(\(\)	知事		県が実施する高等学校等(県外の高等学校等
				を含む。)を中途退学した後再び私立の高等

ものを利用 るな 同表の ットワ システムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当 情報提供ネ この限 表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な限度 て自らが保有する 今は、 法の規定により、 る場 となる。 人情報であっ IJ ただし、 定個人情報の提供を受ける に掲げる特定個 とができる。 するに 囊 1 \mathfrak{S} \sim 紙

- ムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情 2の第2欄に掲げる事務のうち当該県の 情報提供ネットワークシス 4 10 掲げる特定個人情報であって自らが保有するものを利用す 同表の第 この限りでない。 機関が行うものを処理するために必要な限度で、 る場合は、 法の規定により、 とができ 法別表第 報の提供を受けるこ ただし、 県の機関は、 ができる。 11 4
- 人情報 前2項の規定に基づき特定個人情報の利用があった場合におい ىد 同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられている 規則その他の規程の規定により当該特定個 該書面の提出があったものとみなす 他の条例、 洲 ť رک Ω

(第4条関係) 別表第1

1	県の機関	劉	2 事務
(1)	$(1) \sim (5)$	略	a
(9)	知事		県が実施する私立の <u>高等学校等</u> に在学する高
			校生等の保護者等に対する奨学のための給付
			金の支給に関する事務であって規則で定める
			\$ D
(知事		県が実施する <u>高等学校等を</u> 中途退学した後再
			び私立の高等学校等で学び直す者に対する高

	学校等で学び直す者に対する高等学校等就学 支援金に相当する支援金の支給に関する事務 であって規則で定めるもの		等学校等就学支援金に相当する支援金の支給 に関する事務であって規則で定めるもの
事 以 (8)	県が実施する児童生徒に <u>対して授業料等減免措置を実施する学校法人に対する補助金の交付に関する事務であって規則で定めるもの</u>	事 以 (8)	県が実施する経済的理由から授業料の納付が 困難となった児童生徒に対する授業料減免措 置を実施する学校法人に対する補助金の交付 に関する事務であって規則で定めるもの
垂 以 (6)	県が実施する私立の高等学校等に在学する生 徒であって高等学校等就学支援金が支給され ないものに対する高等学校等就学支援金に相 当する支援金の支給に関する事務であって規 則で定めるもの	事 以 (6)	県が実施する私立の高等学校等に在学する生徒であって高等学校等就学支援金が支給されないものに対する高等学校等就学支援金に相当する支援金の支給に関する事務であって規則で定めるもの
(9)の2 知事	県が実施する私立の高等学校等の専攻科に在 学する生徒であって低所得世帯に属するもの に対する授業料に係る支援金の支給に関する 事務であって規則で定めるもの		
(8)の3 知事	県が実施する私立の高等学校等 (県外の高等 学校等を含む。)の専攻科に在学する生徒で あって低所得世帯に属するものに対する奨学 のための給付金の支給に関する事務であって 規則で定めるもの		
(9)の4 知事	県が実施する私立の小中学校等に在学する児 童生徒であって低所得世帯に属するものに対 する教育に係る経済的負担の軽減に要する費 用に係る補助金の交付に関する事務であって	(9)の2 知事	県が実施する私立の小中学校等に在学する児 童生徒であって低所得世帯に属するものに対 する教育に係る経済的負担の軽減に要する費 用に係る補助金の交付に関する事務であって

	規則で定めるもの			規則で定めるもの
(10) \sim (14) 略	品	(10)	~(14) 略	图 图
(15) 教育委員	県が実施する県立高等学校又は国公立の高等	(15)	教育委員	県が実施する国公立の高等学校等に在学する
414	学校等(県外の高等学校等を含む。)に在学		414	高校生等の保護者等に対する奨学のための給
	する高校生等の保護者等に対する奨学のため			付金の支給に関する事務であって規則で定め
	の給付金の支給に関する事務であって規則で			3 t O
	定めるもの			
(16) 教育委員	県が実施する高等学校等(県外の高等学校等	(16)	教育委員	県が実施する <u>高等学校等を</u> 中途退学した後 <u>再</u>
414	を含む。)を中途退学した後再び県立高等学		<\\\	び公立の高等学校で学び直す者に対する高等
	校又は公立の高等学校で学び直す者に対する			学校等就学支援金に相当する支援金の支給に
	高等学校等就学支援金に相当する支援金の支			関する事務であって規則で定めるもの
	給に関する事務であって規則で定めるもの			
(17) 教育委員	県が実施する家計急変による経済的理由によ	(11)	教育委員	県が実施する家計急変による経済的理由によ
414	り県立高等学校の授業料又は受講料の納付が		414	り県立高等学校の授業料又は受講料の納付が
	困難となった生徒に対する当該授業料又は受			困難となった生徒に対する当該授業料又は受
	講料の減免に関する事務であって規則で定め			講料の減免に関する事務であって規則で定め
	5 5 0			5 t O
(18) 教育委員	県が実施する県立高等学校に在学する生徒で	(18)	教育委員	県が実施する県立高等学校に在学する生徒で
4H	あって高等学校等就学支援金が支給されない		4 14	あって高等学校等就学支援金が支給されない
	ものに対する県立高等学校の授業料又は受講			ものに対する県立高等学校の授業料又は受講
	料に相当する額の支援金の支給に関する事務			料に相当する額の支援金の支給に関する事務
	であって規則で定めるもの			であって規則で定めるもの
(18)の2 教育	県が実施する県立高等学校又は公立の高等学			
秦国	校の専攻科に在学する生徒であって低所得世			
414	帯に属するものに対する授業料に係る支援金			

		の支給に関する事務であって規則で定めるも			
	•	<u>Ø</u>			
(18) の 3 数	教育	県が実施する県立高等学校又は国公立の高等			
KX		学校等(県外の高等学校等を含む。)の専攻			
√H		科に在学する生徒であって低所得世帯に属す			
	•	るものに対する奨学のための給付金の支給に			
	•	関する事務であって規則で定めるもの			
(19) 教育委		県が実施する特別支援教育を受ける児童等の	(19))教育委員	県が実施する特別支援教育を受ける児童等の
414	•	保護者等に対する就学のため必要な経費の支		414	保護者等に対する就学のため必要な経費の支
		弁に関する事務であって規則で定めるもの			弁に関する事務であって規則で定めるもの

「高知県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び 提供に関する条例」(番号条例)の概要

番号法(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律)の規定

- (1)「マイナンバーの利用範囲」を以下のとおり規定(法第9条)
- ▶ 番号法別表第1に掲げる事務(法定利用事務)

 <例>生活保護法による事務、法律による就学支援金の支給に関する事務等
- ▶ 地方公共団体が、条例で定める事務(独自利用事務)

番号条例において、20事務を規定 (平成28年7月に19事務について条例を制定、平成29年に1事務を追加) ※ 国の個人情報保護委員会から示された情報連携の対象となる事務のみを規定

- (2)「特定個人情報の提供」を以下の事務に制限(法第19条)
- ▶ 番号法別表第2に掲げる事務(法定連携)
- ▶ 個人情報保護委員会規則に基づく届出が認められた条例事務(規則連携)

追加事務について

高知県私立学校授業料減免補助金の交付に関する事務

▶ 授業料等の減免措置を実施する学校法人に対し補助金を交付する事務(別表第1(8)の項) について、令和2年度から減免補助の対象に施設整備費等が追加された

高等学校等の専攻科に係る修学支援に関する事務

- ▶ 県内の私立及び公立の高等学校等の専攻科に在籍する、低所得世帯に属する生徒に対し、 教育費の支援(①専攻科修学支援金 ②専攻科奨学給付金)を行う事務**
 - ※支援金等の支給の申請の受理、審査、応答等に関する事務
- ▶ 令和2年2月28日付けの国の個人情報保護委員会の通知において、情報連携の対象となる 事務に追加された

改正条例の概要

改正内容

上記事務について、県が個人番号を利用することができるよう番号条例に追加しようとするもの。

<u>施行</u>期日

規則で定める日

(情報提供ネットワークシステムの整備が完了し、情報連携が可能となる令和3年2月を予定)